

一宮労働基準監督署 発表  
平成 29 年 9 月 5 日

## 賃金不払の疑いで書類送検

一宮労働基準監督署（署長 福永富夫）は、平成 29 年 9 月 5 日、下記の容疑者を労働基準法違反の疑いで一宮区検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 容疑者

(1) 株式会社ゆずりは

（所在地 愛知県一宮市奥町字前沼 3 3 番地 1）

(2) 同社 代表取締役（50 歳）

#### 2. 違反条文

労働基準法第 24 条第 1 項（賃金の支払）

労働基準法第 120 条 第 1 号（罰則）

労働基準法第 121 条 第 1 項（両罰規定）

#### 3. 事件の概要

容疑者は、県内 5 箇所介護福祉施設を運営するものであるが、同社の労働者 1 名に対し、平成 27 年 7 月分の賃金 28,850 円を定期賃金の所定支払日に支払わなかった疑い。

#### 4. 参考事項

平成 28 年の当署に対する申告件数は 114 件であり、そのうち賃金の支払いに係るものは 98 件と、全体の約 86% を占めている。賃金は労働者が生活を営む上での糧になるものであり、いかなる経済情勢下においても確保されなければならないものである。当署では今後とも一般労働条件の確保・改善対策を引き続き積極的に推進するとともに、悪質な違反行為に対しては厳正な態度で臨むこととしている。

#### 5. 違反法条文

労働基準法第 24 条（賃金の支払い）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

#### **労働基準法第120条（罰則）**

次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）第23条から第27条まで（略）の規定に違反した者

#### **労働基準法第121条（両罰規定）**

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。